



こんにちは! 三

上尾市少年補導委員です。



市民みんなで
考えていきましょう!

ひとりで悩まず
相談を!

0800-800-4188



アッピー



健やかな子どもたちの成長をめざして

普段と違う様子があったら、SOSのサインの場合があります

子どもに声を掛ける、学校や各種窓口相談するなど速やかに対応しましょう。



友達や学校のことを話さなくなったり、極端に会話が減ったりする。



言葉遣いが荒くなり、周囲の人に攻撃的になる。



成績が低下したり突然登校を渋ったり早退したりする。



携帯やスマホを隠れて使うようになる。



服装やスタイルが突然派手になる。



お金の使い方が荒くなり高価なものを所持する。

「地域の大人」が子どもたちを支えています

- 子どもが地域の人とあいさつをしたり、地域の活動に参加するなど積極的に関わるように促しましょう。
- 保護者の皆様も「地域の子どもは地域で育てる」という気持ちで、地域の子どもも、自分の子どもと同じように見守り、支えていきましょう。

子どもとの関わりのヒント

- 親がゆとりを持ちましょう。
忙しい毎日の中でも、親が心にゆとりを持ち、子どもの話を聴きましょう。
- ほめて・認めて・励まして
子どもが頑張った時は、「ありがとう」「助かったよ」「がんばったね」など、言葉にして気持ちを伝え、子どもの自信ややる気を引き出しましょう。
- 子どもに「我慢」を教えましょう。
我慢を教えると、子どもは自分の気持ちをコントロールすることを学びます。
- 親が見本
社会のルールを正しく教え、親が子どもに手本を示しましょう。

ネット社会の危険から青少年を守る

出会い系サイト規制法(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)が平成15年9月13日から施行されました。

保護者等の役割

子どもの利用するパソコンや携帯電話にフィルタリング機能(閲覧・受信制限機能)を設定する。

出会い系サイトを利用した児童を対象とする次の行為の禁止

- 性交等の相手方となるよう誘引すること
 - 対償を示して交際の相手方となるよう誘引すること
- 罰則 100万円以下の罰金

児童買春などから青少年を守る

(児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律)

児童買春の禁止

→罰則 5年以下の懲役又は300万円以下の罰金

(埼玉県青少年健全育成条例)

青少年へのみだらな性行為・わいせつ行為の禁止

→罰則 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



未成年者の飲酒・喫煙を防ぐ

未成年者の飲酒・喫煙は、法律で禁止されているとともに、特に喫煙は非行の入口と言われています。心身ともに成長期にある青少年の飲酒・喫煙は絶対にやめさせましょう。

No!

未成年者に酒やタバコを提供すること。
販売すること。場所の提供をすること。

(未成年者飲酒禁止法・未成年者喫煙禁止法)

未成年者の飲酒・喫煙に関する規制

- 未成年者の飲酒・喫煙禁止
- 販売者が購入者の年齢を確認する義務
- 親権者に対し、未成年者の飲酒・喫煙を制止する義務
- 販売者が、未成年者に対し酒・タバコを販売することの禁止

→罰則 50万円以下の罰金



薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」

覚醒剤や大麻、危険ドラッグ等の薬物は、たとえ1回使用しただけでも乱用になります。また中毒性があり、自分の意志では止められなくなります。

健康被害だけでなく、幻覚や妄想などから事件や事故につながり、家族や社会に悪影響を及ぼし、一度切りの人生が取り返しのつかないことになります。

友達から誘われても、はっきり断る勇気を持たせましょう。

ゲームセンターへの深夜入店禁止

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律・
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例)

- 18歳未満の者を深夜に
ゲームセンターへ立ち入らせることの禁止
16歳未満・・・午後6時～翌日の午前6時
16歳以上18歳未満・・・午後10時～翌日の午前6時
→罰則 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金
に処し、又はこれを併科する。
- 18歳未満の者の深夜(上記の時間帯)
入店を禁止する表示義務



青少年の深夜外出の制限等

(埼玉県青少年健全育成条例)

深夜外出の制限

- 保護者：青少年を深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に外出させないように努める義務
- 保護者以外の者：保護者の承諾なしで、青少年に深夜に外出させることの禁止
→罰則 30万円以下の罰金

(埼玉県青少年健全育成条例)

カラオケボックスの規制

- 青少年を深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に入場させることの禁止
→罰則 30万円以下の罰金
- 「青少年の深夜入場禁止」の表示義務
→罰則 10万円以下の罰金



補導活動にご協力を

愛護センターでは、下記の行為をしている少年に愛のひと声をかけています。
みなさんのご協力をお願いします。

- 飲 酒** 酒類を飲用し、又は自用に供するため酒類等を購入、又は携帯する行為
- 喫 煙** 喫煙し、又は自用に供するためタバコを購入、又は携帯する行為
- 怠 学** 正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
- 交通違反** 道路交通法に違反する自転車の二人乗りなど
- 帰宅誘導** 正当な理由がなく、夜間公園等に集合している少年に帰宅を促す
- 善い行為** 他の少年たちの手本となる行為

上記以外にも、家出、危険な遊び、薬物乱用者等に対する声かけや、少年に異常な性的悪影響を与えるDVD、図書などの回収にあっています。

悩みごと・心配ごとは愛護センターまで

匿名OK、秘密は固く守ります

愛護センターでは悩みごと・心配ごとの相談を電話または面接で行っています。

相談先 フリーダイヤル **0800-800-4188** (携帯電話からは 048-775-8718)
相談日 毎週月曜日～金曜日(祝祭日を除く)
相談時間 AM9:00～12:00 PM1:00～4:00